

日連 20 第 211 号
(業 1 第 26 号)
平成 20 年 5 月 22 日

税制審議会
会長 金子 宏 殿

日本税理士会連合会
会長 池田 隼 啓

諮 問

貴審議会に下記の事項を諮問します。

記

一、資産課税における財産評価制度のあり方について

(諮問の趣旨)

税務における財産評価の基準としては、国税庁長官が発遣する財産評価基本通達や総務大臣が定める固定資産評価基準が長年にわたって施行され、広く定着しているところではあります。

これらの評価基準は、相続税・贈与税及び固定資産税の課税標準を算定するために制定されているものですが、取引課税である所得税や法人税における資産価額の算定の際に財産評価基本通達が準用され、固定資産税評価額を基礎に登録免許税や不動産取得税が課税されるなど、他の税目においても重要な役割を果たしています。

わが国の財産評価制度については、かねてからさまざまな問題点が指摘されてきました。例えば、租税法律主義の観点から、評価基準を法令で定めるべきではないかという指摘があります。また、評価の客観性を担保し、恣意性を排除するために、課税当局や課税団体から独立した機関が評価基準を設定すべきではないかという意見もあります。

さらに個別的な問題として、相続税の課税においては、相続後の財産価額の下落など、課税時期後の状況の変化を評価に反映させるべきではないかという意見があります。また、信託受益権やいわゆる知的財産権など近年において重要になりつつある財産について、適切な評価方法が構築されていないのではないかといった疑問もあります。

財産評価の問題は、平成 21 年度に導入が予定されている新たな事業承継税制や相続税制の抜本的な見直しとも密接な関係を有しています。そこで、経済のストック化とともに重要性を増している資産課税の現状を踏まえ、現行の財産評価制度の問題点とそのあり方について検討していただきたく、貴審議会に諮問いたします。